

# 社会福祉法人 照 護 会

## 役員報酬等支給規程

### 第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人照護会（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬等並びに旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。
2. 法人の評議員は無報酬とする。また、会議出席時の日当も支給しない。但し、評議員が業務のため出張したときは、役員同様に第6条により旅費を支給する。

### 第 2 章 報 酬

(報酬の基準)

- 第 2 条 役員は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
2. 常勤の役員は、生計費並びに地方公共団体の職員、民間社会福祉事業従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

(常勤役員報酬)

- 第 3 条 常勤の役員に対しては報酬及び期末手当を支給する。
2. 常勤役員は、別表第1により支給する。
3. 常勤役員は、期末手当及び寒冷地手当は、松ヶ岬保育園給与規程第30条の規定により職員に就いて支給する。尚、役員は昇格正規職員と同等に扱う。
4. 常勤役員で施設の職員を兼ね、施設より給与を受ける者については、前3項の報酬及び期末手当はこれを支給しない。

(非常勤役員給与)

- 第 4 条 非常勤役員に対しては別表第2により、報酬を支給する。尚、会議出席時の日当は支給しない。

(報酬の支給)

- 第 5 条 前2条により支給すべき報酬の支払いは、保育園職員の例による。但し、非常勤役員に対する年額の報酬は毎年末に支給する。

### 第 3 章 旅 費

(旅費の支給)

- 第 6 条 本会の役員が業務のため出張したときは、旅費を支給する。
2. 前項の規定による旅費の種類及び支給額は、別表第3により計算した額とする。
3. その他ここに定めなき事は、保育園職員の例による。

### 附 則

1. この規程は、平成29年6月17日の評議員会において制定され、平成29年4月1日より施行する。

別表第1

常勤役員報酬

役職名	年月額の区別	金額	備考
理事長	月額	150,000円	
理事		100,000円	

別表第2

非常勤役員等の報酬

役職名	年月額の区別	金額	備考
理事長	年額	10,000円	
理事			
監事			

別表第3

旅費定額表

区分	鉄道賃・船賃	バス賃	日当	宿泊料
理事長	普通料金	実費	2,400円	実費
理事・監事			2,200円	

(備考)

1. 鉄道片道45kmを超える旅行をするときは、上記の金額に特別急行料金を加算する。
2. 車馬賃は、陸路計算にかえバス運賃の実費を支給することができる。
3. 日当、宿泊料は1日につきの金額とする。